

# 令和 3 年 6 月 総会議事録

日 時 令和 3 年 6 月 29 日 (火)  
午前 10 時 00 分  
場 所 豊橋市上下水道局 大会議室

# 豊橋市農業委員会

- 1 日 時 令和3年6月29日(火)  
午前10時00分開会 午前11時15分閉会
- 2 場 所 豊橋市牛川町下モ田29番地1  
豊橋市上下水道局 大会議室
- 3 議事及び報告
  - (1) 議案  
議案第12号 令和4年度農地等利用最適化推進施策の改善意見書について  
議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第14号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第16号 農地転用許可後の事業計画変更承認願いについて  
議案第17号 農用地利用集積計画について  
議案第18号 相続税納税猶予に関する適格者証明について  
議案第19号 相続税納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明について
  - (2) 報告  
報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について  
(事務局長専決)  
報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について  
(事務局長専決)  
報告第3号 農地法第6条1項の規定による報告確認について  
報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
報告第5号 現況証明について  
報告第6号 地目変更登記に係る照会に対する回答について  
報告第7号 農業委員会の適正な事務実施のホームページへの公表について  
報告第8号 令和4年度農林関係税制改正要望について
- 4 その他
  - (1) 連絡事項

5 出席委員

1 番 池田 和浩	2 番 石橋 正通	3 番 太田由美子
6 番 河根 則雄	7 番 小林 澄夫	8 番 小林 尚美
9 番 近藤 好幸	1 2 番 高畑 隆一	1 4 番 中野 安男
1 5 番 彦坂 幸	1 6 番 日向 勉	1 7 番 廣田 良二
1 9 番 星野 鉄典	2 1 番 松井 耕治	2 4 番 村松 史子

6 欠席委員 なし

7 職務のため出席した者（事務局）

農業委員会事務局 3名                      農業企画課 2名

8 議事の経過

事務局 定刻となりました。

ただ今から豊橋市農業委員会 6 月総会を開会いたします。  
近藤会長、よろしくお願いいたします。

議長 <あいさつ>

それでは、総会を始めます。

なお、「豊橋市農業委員会 総会 会議規則」第 4 条の規定により、私が議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日は、5 月 12 日からの国の緊急事態宣言は 6 月 20 日をもって解除されるに至りましたが、県から「まん延防止等重点措置に係る措置区域に指定されております。まだまだ予断を許さない状況は続きますので、今月も出席委員を別紙のとおりとし、進行することといたします。

また、会議時間の短縮のため、事務局の説明は要点を抑えできるだけ手短かにお願いします。

本日の出席委員は、24 名中 15 名で過半数に達していますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により総会は成立いたします。

次に、議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員については、私から 2 名指名したいと思いますが、異議ございませんか。

委員全員  
議 長

「異議なし」

異議なしと認め、議席番号3番太田由美子委員、同24番村松史子委員を議事録署名委員に指名します。

それでは、開会に先立ちまして、14日の書類説明会、農業委員による現地調査、21日の農地審査会を経て、本日の総会までの間において、今月の審査案件に関する変更等について事務局から説明があります。

事 務 局

はい、議長。説明させていただきます。

補助資料をご覧ください。農地法第3条関係は、番号3番の申請地申請地の一部が砂利敷きとなっていた件について、6月24日に農地に復元されたことを確認しました。

番号5番の所有地が周囲の森林と一体化していた件について、担当の農業委員の方が現地調査を行った結果、経営面積から外すことはやむを得ないとの意見でした。

番号7番の所有地で雑木等が茂っていた件について、6月22日に農地に復元されたことを確認しました。

そのほかについて変更、取下げ等はございません。

以上です。よろしくお願いいたします。

事 務 局

はい、議長。説明させていただきます。

農地法4・5条関係について、これまでの対応状況を説明します。

5条の5番、太陽光発電設備の案件について、進入路について調整中でしたが、東側雑種地の一部を進入路として利用することで、所有者の同意が取れ、問題ないことが見込まれます。それにより申請外雑種地37.07㎡を追記しました。

番号13番の資材置場の案件について、審査会の聞き取りに基づき調整した結果をお伝えします。隣地所有者との関係で粉塵等の影響が出ないようにトタン板を設置しますが、境界より50cm控え2mの高さのものを設置する予定です。施行時には隣接農地所有者と立ち合い調整することで確認しました。また、雨水の流水方向などに誤りもあり、北側道路側溝に流す予定でしたが、南側に隣接する雑種地内のU字溝に放流する計画に修正しました。そのため申請外雑種地40.83㎡を追記しています。

番号19番の駐車場の案件について、当初は、所有者が駐車場として利用していたため、そのまま使用するとのことであったため、完全始末書案件として取り扱っていましたが、転用者が砕石

の追加等を行うということになりましたので、取扱上一部始末書添付に変更いたします。

番号 28 番の太陽光発電設備の案件について、進入路について調整中でしたが、大型車両等は使用せずに設置を行うとのことで確認しました。それにより、転用地以外の個人の土地には入らず、水路を跨ぎ申請地に入ることになりますが、水路をまたぐことについても河川課と調整できたため問題ないものと見込まれます。その他変更・取下げ等はございません。よろしく願いいたします。

議長 それでは、精読時間を 5 分間設けますので、それぞれ議案に目を通してください。

(精読時間 5 分)

議長 それでは 5 分経過しましたので、精読時間を終わります。これより議事に入ります。

資料 1-1 の 議案第 12 号「令和 4 年度農地等利用最適化推進施策の改善意見書について」を議題といたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。

説明させていただきます。

議案第 12 号資料 1-1 をご覧ください。

令和 4 年度農地等利用最適化推進施策の改善意見書についてでございます。7 月 7 日豊橋市長への意見書提出に向け 4 月～6 月にかけて農政対策協議会により検討して参りました。第 5 回の農政対策協議会において書面議決にて最終案としてご承認いただいたところ です。

まず 1 ページ目の上段の部分をご覧ください。概要について説明させていただきます。豊橋市においては「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」により目標を掲げ、その目標達成に向けて取り組んでいるところでございます。

その一つである「担い手への農地利用の集積・集約化」は、経営規模の拡大につながり、担い手の経営環境の改善に寄与するものです。しかしながら、収益環境の良い農家は数多くはありません。また、親元就農が進んでいないことも明らかです。

私たちは「今使われている農地を使えるうちに使える人へつないでいく」こうした取組みを着実に実施することが必要です。また、次世代に責任を持ってつなげていきたいと考えています。

遊休農地の解消についてでございます。遊休農地の中には保全管理されるだけで、担い手などに受渡がされず、耕作地として利用されるケースは多くありません。そこで、遊休農地を解消するため、現在、運用されている補助制度を拡充し、より多くの農業者が活用できるようにされたい。また、優良農地が広がる区域内の遊休農地を重点的に解消できるよう、解消のあり方についても併せて検討されたい。

続いて遊休農地の発生防止についてのうち、農地の集積等についてでございます。農業者の高齢化や後継者不足により使わなくなる農地を的確に把握し、遊休農地になる前に地域の担い手などに引き継ぐ仕組みをJA豊橋など関係機関と協力し構築されたい。

次に農地の集約化についてでございます。分散する経営農地を解消するため地域の担い手が一堂に集まって農地を集約するための話し合いを進める必要がある。そこで集落ごとの所有者情報が確認できる地図を作成するなど農地の集約のための支援に取り組まされたい。

次に新規就農者の確保についてでございます。後継者不足が深刻化するなか、担い手の確保は喫緊の課題です。就農を検討する者が気軽に相談できるような機会を確保するほか、希望する地域において耕作できる農地を紹介するなど、既存の相談体制をさらに充実されたい。

次に新規就農者への支援についてでございます。地縁のない就農者はその地域に気軽に相談できる状態にはない。こうした就農者に対し関わりを持たせるため、声かけや見守りはもちろん、地域の寄り合いに迎え入れることができるよう積極的な働きかけをお願いしたい。

最後に親元就農者への支援についてでございます。親元就農者の場合は、現行の国の補助制度では親と違う作目をつくるなどに制約があり技術の取得をしなければならない。そこで親からの営農を継承しながら先進的な取組みをする意欲ある担い手を掘り起こすため、今後国が新たに創設する親元就農者に対する補助制度などを積極的に活用できるよう周知されたい。

以上6項目について意見書を取りまとめました。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は発言願います。

委員  
議長

「進行」

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり承認することに決して異議ございませんか。

委員全員  
議長

「異議なし」

異議なしと認めます。

それでは、豊橋市長あてに7月7日（水）に提出していくことにいたします。

今後、誤字や文章に修正が必要な時は、私たち役員と事務局とで調整をさせていただくということでいかがでしょうか。

委員全員  
議長

「異議なし」

ありがとうございました。

なお、提出時間は、7月7日（水）の午前11時からです。

当日は、午前10時30分までに農業委員会室へお集まりください。

服装は、豊橋市では「働きやすい服装での勤務の推奨」を行っていますので、状況に応じた適切な服装でお願いします。

なお、ジャケットをご持参ください。

当日は、日向会長職務代理者の進行により、始めに小林澄夫委員が前文を朗読し、全体の概要説明を池田会長職務代理者が説明し、それぞれの項目について、廣田委員、陶山委員、星野委員に説明して頂きます。その後に懇談に入ります。

全体で45分の予定となりますので、説明はできる限り簡潔にお願いします。

資料1の議案第13号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番から9番までの9件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第13号、1ページをご覧ください。

番号1番から9番までにつきまして、書類説明会及び本日の補助資料でご説明したとおり、許可基準である農地法第3条第2項各号の許可できない項目に該当はしませんでした。申請地

及び所有農地も全て問題がありませんでした。

全案件とも周辺地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかどうかについては、農業委員の方が現地調査を行った結果、特段の支障はないとのことでした。

詳細につきましては議案をご覧ください。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は発言願います。

委員 議長 「進行」

進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり許可することに決して、異議ございませんか。

委員全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

続きまして、議案第14号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番から4番の4件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

議案第14号、3ページをお願いします。

番号1番から4番の4件につきましては、書類説明会時にご説明したとおり、立地基準・一般基準とも許可基準を満たし、申請地も問題ありません。

補足説明は次のとおりです。

信用性については、番号3番は始末書が添付されています。その他の案件については特段の疑義はありません。

周辺農地等に係る営農条件への支障については、全案件とも隣接地が申請地所有者と同一であるか、農地以外であります。

一時転用については、全案件とも該当ありません。

詳細につきましては、議案をご覧ください。以上です。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は発言願います。



委員 議長 「進 行」  
進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。  
これより採決に入ります。  
本案については、原案を「可」として、豊橋市長に進達することに決して異議ございませんか。

委員全員 議長 「異議なし」  
異議なしと認めます。  
よって本案は原案を「可」として豊橋市長に進達することに決しました。  
続きまして、議案第15号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。  
番号1番から32番までの32件を一括上程いたします。  
内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。  
議案第15号、4ページから 8ページをお願いします。  
番号1番～32番までの32件につきましては、書類説明会時にご説明したとおり、立地基準・一般基準とも許可基準を満たし、申請地についても問題ありません。  
補足説明は次のとおりです。  
信用性については、番号1番は始末書が添付されています。その他の案件については特段の疑義はありません。  
周辺農地に係る営農条件への支障については、隣地承諾書の添付があるか、承諾書を得た旨の記載がある案件は番号1番・4番～6番・9番～17番・19番・23番・25番～30番です。隣接地が申請地所有者と同一であるか、農地以外である案件は番号2番・3番・7番・8番・18番・20番～22番・24番・31番・32番です。  
一時転用については、営農型太陽光の番号14番・15番が該当し、3年間の一時転用計画で農地復元誓約書を添付しています。その他の案件については該当ありません。全案件とも該当ありません。  
詳細につきましては、議案をご覧ください。以上です。  
ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。  
それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は発言願います。

委員 「進 行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案を「可」として、豊橋市長に進達することとし、番号13番、29番、30番については、農地法第5条第3項の規定により、愛知県農業会議の意見を付したうえ、豊橋市長に進達することに決して、異議ございませんか。

委員全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。

よって本案は原案を「可」として豊橋市長に進達することに決しました。

続きまして、議案第16号「農地転用許可後の事業計画変更承認願いについて」を議題といたします。

番号1番の1件を上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

議案第16号、9ページをお願いします。

番号1については、店舗・住宅を建設する許可を得たが、所有権移転後、事業見直しにより建築を取りやめ未施工のままになっていたところ、承継者が資材置場として利用するため、転用者及び転用目的を変更するものです。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は発言願います。

委員 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案を「可」として、豊橋市長に進達することに決して、異議ございませんか。

委員全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。

よって本案は原案を「可」として豊橋市長に進達することに決しました。

続きまして、議案第17号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。

番号4番は、池田委員の親族が申請者であるため「農業委員会

等に関する法律」第 31 条の議事参与の制限に該当いたします。

池田委員は、関係案件のみ一時退席いたしますので、よろしく  
お願いいたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。

議案第 17 号農用地利用集積計画について、説明させていただきます。

農地流動化の申出があったもののうち、5 月 28 日開催の農地  
銀行運営委員会議におきまして、農業経営基盤強化促進事業に仕  
分けられたため、豊橋市農地銀行会長から計画策定の依頼があつ  
た所有権移転について、農用地利用集積計画を作成いたしました  
ので、農業経営基盤強化促進法 第 18 条（農用地利用集積計画の  
作成）の規定に基づき、審議をお願いするものでございます。

今回の案件につきましては、4 件 5 筆 9,582 m<sup>2</sup>でございます。  
これら当該地につきましては、農業振興地域内の農用地であり、  
農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしている  
ものと判断いたします。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

先ほど説明しましたが、議事参与の制限により、番号 1 番から  
3 番と 4 番で分けて審議していただくということで、進めて参り  
たいと思います。

まず、番号 1 番から 3 番の 3 件を一括審議いたします。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委員

「進 行」

議長

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑  
を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり決  
して異議ございませんか。

委員全員

「異議なし」

議長

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり決しました。

池田委員は退席してください。

続きまして、番号 4 番を審議いたします。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委員 議長 「進行」  
進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり決して異議ございませんか。

委員全員 議長 「異議なし」  
異議なしと認めます。  
よって本案は原案のとおり決しました。  
池田委員は復席してください。  
続きまして、議案第 18 号「相続税納税猶予に関する適格者証明について」を議題といたします。  
所有権移転の番号 1 番を上程いたします。  
内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。  
議案第 18 号 11 ページをご覧ください。  
議案第 18 号は新規に納税猶予を受けるための適格者であることの証明です。

番号 1 番は水稻による経営です。

この相続税納税猶予に関する適格者証明については、現地調査及び相続人からの聞き取り調査をした結果、相続人は相続後、農業経営を行おうとする適格者であることを確認しました。

議長 内容については、ただいまの説明のとおりです。  
それでは質疑に入ります。  
質疑、意見のある方は発言願います。

委員 議長 「進行」  
進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については適格者証明書を発行することを承認することに決して異議ございませんか。

委員全員 議長 「異議なし」  
異議なしと認めます。  
よって本案はさよう決しました。  
続きまして、議案第 19 号「相続税 納税猶予に関して引き続き農業経営を行なっている旨の証明について」を議題といたします。

番号 1 番から 5 番までの 5 件を一括上程いたします。

事務局 内容については、事務局に説明を求めます。  
はい、議長。説明させていただきます。  
議案第 19 号ページをご覧ください。  
議案第 19 号は継続して納税猶予を受けるため 3 年ごとの更新の証明です。  
番号 1 番は水稲及び畑作による経営です。番号 2 番は畑作による経営です。番号 3 番は水稲及び畑作による経営です。番号 4 番は水稲及び畑作による経営です。番号 5 番は畑作による経営です。  
それぞれの特例適用農地における作目等や農地の状態については、備考欄に記載のとおりでした。  
この 5 件の 3 年更新における相続税納税猶予に関する証明については、現地調査及び相続人からの聞き取り調査をした結果、相続人は引き続き農業経営を行っている適格者であることを確認しました。以上です。

議長 内容については、ただいまの説明のとおりです。  
それでは質疑に入ります。  
質疑、意見のある方は、発言願います。

委員長 「進行」  
議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。  
これより採決に入ります。  
本案については、本証明書を発行することを承認することに決して異議ございませんか。

委員全員 「異議なし」  
議長 異議なしと認めます。  
よって本案はさよう決しました。  
以上で本日の総会に付議された議案は、すべて終了いたしました。

事務局 次に報告事案について事務局に説明をお願いします。  
はい、議長。報告させていただきます。議案の 13 ページをお願いします。  
報告第 1 号の番号 1 番から 6 番までの 6 件、及び 14 ページからの報告第 2 号の番号 1 番から 20 ページ 43 番までの 43 件については、いずれも市街化区域内の農地転用の届出で、農地法に定められた要件を満たした適正な届出でしたので、それぞれ報告書

に記載の日付で受理しました。次に 21 ページをお願いします。

報告第 3 号の番号 1 番の 1 件については、農地所有適格法人からの報告です。この報告は毎事業年度終了後 3 か月以内に農業委員会に提出するものです。要件を満たしていることを確認し処理しました。次に 22 ページをお願いします。

報告第 4 号の番号 1 番から 25 ページ 25 番までの 25 件については、備考欄に記載の利用集積公告を合意解約した旨の通知がありましたので、報告書に記載の日付で受理しました。次に 26 ページをお願いします。

報告第 5 号の番号 1 番から 27 ページ 9 番までの 9 件については、20 年以上非農地であることの現況証明いです。願い出の現況及び添付書類を審査の上、6 月 21 日付けで証明を行いました。次に 28 ページをお願いします。

報告第 6 号の番号 1 番から 2 番までの 2 件については、名古屋法務局 豊橋支局登記官からの照会です。

番号 1 番は、市街化調整区域の農用地区域外の農地で、現地調査の結果、農地性はないものと判断しました。6 月 15 日付け、事務局長名で回答しています。番号 2 番は、市街化区域の農地で、平成 17 年 9 月 16 日付け農地法第 5 条の届出がされています。また、現地調査の結果、現況は雑種地となっていますので農地性はないものと判断しました。6 月 14 日付け事務局長名で回答しました。次に添付資料 1-2 をお願いします。

報告第 7 号は農業委員会の適正な事務実施のホームページへの公表についてです。資料の内容は 6 月 14 日の書類説明時に話したもので内容の説明は省略しますが、農業委員会法第 37 条で農業委員会は農地等の利用の最適化の推進状況、その他農業委員会の事務の実施状況について、公表することが義務付けられています。内容としては〔令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価〕〔令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画〕となっており、農業委員会の HP へ 6 月 30 日頃掲載する予定です。次に添付資料 1-3 をお願いします。

報告第 8 号は 令和 4 年度農林関係税制改正要望についてです。令和 5 年 3 月末までとなっている、A 重油に対する石油石炭税の特例措置及び農業に使用する軽油引取税の免税措置の恒久化を要望するため、愛知県農業会議あて提出をいたしました。

報告は以上です。

議長 報告事案についてはただいま事務局の説明のとおりです。  
以上で、「農業委員会等に関する法律」第6条第1項に係わる  
議案及び報告を終了いたします。  
ただ今から総会を一時中断いたしまして豊橋市農地銀行  
運営委員会議を開催いたします。（午前11時10分中断）  
＜農地銀行運営委員会議＞  
総会を再開いたします。（午前11時14分再開）

議長 その他について、何かありませんか。  
なければ、以上で本日の日程は全て終了いたしました。  
（午前11時15分終了）

以上のとおり会議の次第を記録し、議事録署名者とともに署名します。

令和3年6月29日

議 長  
(会長 近藤 好幸)

議事録署名者  
(3番 太田 由美子 委員)

議事録署名者  
(24番 村松 史子 委員)